

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
欠席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
	委 員	欠 員	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 爲積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	奥 田 哲 弘
課 長 補 佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 任（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成29年1月20日（金） 午後4時30分から午後5時05分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 会議室2-1・2-2</p> <p>3. 出席委員（35人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（1人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 決定第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷺尾和彦 主任 若松孝志 主任 瀧田崇司である。</p> <p>8. 会議の概要</p>
事務局長	<p>開会（午後4時30分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成29年1月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p>
会長	<p>会長さん宜しく申し上げます。</p>

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は36名中35名で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号24番 鈴木 秀夫 委員

議席番号25番 加賀 裕二 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件

議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・・・2件

決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
当委員会の決定について・・・・・・・・・・34件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・6件

2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・7件

3. 現況証明願・・・・・・・・・・2件

報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・7件

2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第27号 について説明させていただきました、何か

	<p>ご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 28号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、隣接する居宅にて暮らしておりますが、現在の敷地のみでは、自宅への進入路及び駐車スペースを確保することが難しいため、今般の申請にて、申請地を進入路及び駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、住所地にて暮らしておりますが、この度結婚することとなり、現在の居宅では、大変手狭なため、申請地へ専用住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、道路向かいの居宅にて暮らしておりますが、現在の敷地のみでは、駐車スペースを確保することが難しいため、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、隣接する居宅にて暮らしておりますが、現在の敷地のみでは、自宅への進入路及び駐車スペースを確保することが難しいため、今般の申請にて、申請地を進入路及び駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、住所地にて暮らしておりますが、この度結婚することとなり、現在の居宅では、大変手狭なため、申請地へ専用住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、道路向かいの居宅にて暮らしておりますが、現在の敷地のみでは、駐車スペースを確保することが難しいため、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 28号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>山田委員</p>	<p>議案番号2番について問題があるかと思われます。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より、補足説明をさせていただきます。隣地承諾書について、今回の案件では、1筆とれない筆がございます。現在申請には、法定添付書類とはなっておりませんが、愛西市農業委員会としましては、後々、トラブルになってはいけないので、隣地承諾書についてはもらっていただくといった運用をさせていただいております。今回の案件につきましては、その筆においては、隣地承諾書は添付されておらず、顛末書にてとれなかった経緯を書いて提出されております。</p>

	<p>山田委員さんにおきましては、おそらく隣地承諾書の意味合いについてのご質問かと思われます。以上、補足説明をさせていただきます。</p>
山田委員	<p>今回の案件について、境界杭が確定していないのにもかかわらず、申請されたことについて、問題があるかと思われます。</p>
事務局	<p>まず、隣地承諾書に印鑑がないので、書類不備ではないかと言うご質問と、境界立会の際に不手際があったのではないかと言うご質問かと思ひます。隣地承諾書については、先ほど説明をさせていただいた通り、愛西市農業委員会としては、運用としてお願いをしております。しかし、農地法第4条申請の法定添付書類ではないため、今回、経緯書もついておりますので、申請書としては受理させていただきました。経緯書がついているということで、問題ないと判断いたしました。境界立会の問題につきましましては、民民での境界立会ということになりますので、これにつきましましては、申請地へ住宅を建築するという申請行為になりますので、この行為を農地法で判断すべき問題ではありません。確かに、境界が確定していない為、住宅の建築が出来なくなる可能性は否定できませんが、申請者と隣地の方と話し合いを粘り強くして、解決していただくほか無いのかと事務局としては考えております。</p> <p>補足して説明させていただきます。国の方針として、隣地承諾書はそもそも法定添付書類ではないため、添付すべき書類ではないという判断がされております。しかし、ほとんどの農業委員会においては、その後の農地の紛争が起きないようにするため、隣地承諾書については、引き続き添付させようという運用を行っております。そのため、愛西市は添付させております。しかしながら、添付できなかった場合はどうするのかということになりますと、先ほど説明させていただいた通りでございます。隣地承諾書については、各地の農業委員会においても問題となっております。愛西市農業委員会についても、できる限り今後も求めていきます。どうしても添付できない場合は経緯書を提出していただき、その旨を判断させていただきます、受理させていただきます。</p>
会長	<p>宜しかったでしょうか。</p>
山田委員	<p>はい、分かりました。</p>
会長	<p>このまま進達することとなりますが、許可される可能性が高いですが宜しいでしょうか。</p>
山田委員	<p>許可されることは承知しております。</p>
会長	<p>その他、宜しいでしょうか。</p>

それでは議案第 28号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手賛成多数)

有り難うございました。賛成多数と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、整体師として接骨院に勤めておりますが、この度、独立開業の目処がついたため、隣接する宅地部分を一体利用し、申請地へ接骨院を建築する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、288枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面は砂利敷きとし、雨水につきましては、西側既設側溝及び南側既設水路へ排水する計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、288枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面は砂利敷きとし、雨水につきましては、北西側及び南西側既設水路へ排水する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、森川町に営業所をかまえ、一般貨物自動車運送業を営んでおりますが、現在は木曾岬町及び清須市にて駐車場を借地している状態のため、営業所と駐車場が離れており、大変不便で、対面点呼等業務にも支障をきたしている状態のため、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。なお、木曾岬町及び清須市にて借地している駐車場につきましては、返却するとのことでございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、196枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面には防草シートを敷き、雨水につきましては、前面道路側溝へ排水する計画でございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、144枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面には防草シートを敷き、雨水につきましては、前

	<p>面道路側溝へ排水する計画でございます。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、264枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、雨水につきましては、北側既設水路へ排水する計画でございます。</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 29号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>(1番から2番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積、を朗読及び説明) 事務局にて、願出農地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第30号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>事務局</p>	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》  (1番から34番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第9号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から34番、全体筆数は149筆、面積は204,876㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は、74筆、101,536㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は、9名の方々に合計75筆、104,340㎡です。内容につきましては、作物は水稻、レンコンでございます。公告年月日は平成29年1月31日、契約開始年月日は平成29年2月1日、全て新規34件、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第9号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)  宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)  有り難うございました。全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》  (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、6件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から7番の申請</p>

<p>会長</p>	<p>者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明)以上、7以上の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明)以上、2件の現況証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、申請理由、備考を朗読説明)以上、7件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)以上、1件の農地改良届出書を受理いたしました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、1月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午後 5時05分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 1月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者  
議席番号 24番委員 鈴木秀夫

議事録署名者  
議席番号 25番委員 加賀裕二